

第 2 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 20 年 3 月 24 日 (月) 午前 10 時 00 分 ~ 午後 12 時 20 分
場 所	丸亀市役所 別館 5 階 第 1 会議室
出席者	〔行政改革推進委員会委員〕 石原 國男、岩村 浩二、岡 千枝、岡本 恵子、奥村 素一、勝木 陽隆、酒井 明世、佐藤 智恵子、高木 新仁、多田 仁美、橘 節哉、福田 誠、藤井 かつえ、馬場 俊作 (五十音順、敬称略)〔以上 14 名出席〕 〔丸亀市〕 丸亀市長、三谷総務部長、直江企画財政部長、小野会計管理者、宮川秘書広報課長、苗田職員課長、藤田企画課長、大林財政課長、宮崎クリーン課長、近藤人権課長、安藤農林水産課長、徳田都市計画課長、平沢競艇事業課長、平井経営課長、泉学校給食センター所長、山田文化課長、宮本図書館長、白川男女共同参画室長、矢野職員課副課長、白川財政課副課長、都築福祉課副課長、細川児童課副課長、廣田生活課副課長、小橋河川公園課副課長、新居施設管理課副課長、森田教委総務課副課長、大西学校教育課指導主事、重成生活課コミュニティ・市民活動担当長、渡辺生活課交通防犯・離島担当長、氏家住宅課住宅担当長、矢野文化課文化芸術振興担当長、山地(職員課)、横田(財政課)、徳永(河川公園課)、平尾(住宅課)、笠井行政改革推進室長、窪田(行政改革推進室)
欠席者	〔行政改革推進委員会委員〕 川邊 昭生、細川 滋 (五十音順、敬称略)〔以上 2 名欠席〕
傍聴者	1 名
議 題	(1) 集中改革プランの推進状況・推進計画について 集中改革プラン(平成 20 年 1 月末現在)の推進状況について 集中改革プラン(平成 20 年度)の推進計画について (2) 補助金等の見直しについて (3) 定員適正化計画(平成 20 年 2 月改訂)について (4) その他 平成 20 年度予算案大綱
会 議 概 要	
<p>酒井会長：ただ今より第 2 回丸亀市行政改革推進委員会を開催します。本日は、市長に出席をいただいておりますので、まずはじめに、市長から一言お願いします。</p> <p>市 長：第 2 回目の委員会を開催いただきありがとうございます。</p> <p>行財政改革については、集中改革プランを策定し、それぞれの計画を実行に移させていただいております。その中で、遅れているものや進んでいるものなどがありますが、特に遅れているものについては、遅れている理由などを厳しくご指摘をいただければと思います。</p> <p>また、こういうこともすべきではないかというご意見がありましたら、すぐに計画に加え</p>	

るといのは難しいかもしれませんが、次年度の改革案を作る際には付け加えてまいりたいと思いますので、ご意見をいただきますようお願いいたします。

本日は今、進めている集中改革プランの進捗状況をご説明させていただきますので、それに対するご意見をいただき、また、更なる改革案を作る際のご提案もありましたら、別途頂戴したいと思いますので、少し意見の仕分けをしていただき、ご意見をいただきますようよろしく申し上げます。

酒井会長：ありがとうございます。

議事に入る前に、少し事務的な連絡をさせていただきます。私事ですが、会長名はこれまで酒井でご案内していましたが、改姓しましたので、次回からは日野という名前でご案内申し上げます。よろしく申し上げます。

それと、本日の進行ですが、前もって3名の委員からご質問をいただいています。その委員のご質問を最優先して進行していきたいと考えています。また、質問の数はかなりありますので、質問及び回答ともに、発言者は簡潔に発言いただくようお願いします。

それでは、議事に入ります。まず、議事(1)「集中改革プランの推進状況・推進計画について」事務局より説明を求めます。

窪田(行革室)：【資料1で平成20年1月末現在の集中改革プランの推進状況及び平成20年度の推進計画について説明】

酒井会長：事務局の説明は終わりました。それでは、事前に寄せられているご質問を順次いただきますと思います。まず、岡本委員からのご質問をお願いします。

岡本委員：丸亀市は、総合計画にまちづくりの基本理念を「協創のまちづくり」と位置づけ、市民参画によるまちづくりを進めていますが、集中改革プランの進行管理表5-「評価システムの導入」に関連して、いくつかの取組についてお聞きします。

まず、評価システムですが、今年度から導入となっていて、平成18年度の施策や事務事業を評価した結果を市のホームページで公表しています。まだ、試行ということですが、その結果を20年度の施策や事務事業に活かす努力をしているとは、あまり感じられず残念な思いがしています。しかし、数は少ないのですが、評価を受けて20年度の施策に反映されているものもあります。

例えば、集中改革プランの1-(7)-「タウンミーティングの開催」は、行政評価のコメントに「できるだけ多くの市民が参加し、率直な意見交換ができるように工夫する必要あり」と書かれていて、進行管理表には新年度から「コミュニティセンター市長室」に開催方法を変更するとなっています。この「コミュニティセンター市長室」の開催内容についてお聞かせください。

それと、集中改革プランの1-(1)-と1-(2)-に図書館業務の計画がありますが、総合計画には「子どもの読書活動の推進」、「ブックスタート事業」、「市民読書活動の推進」と図書館に関わる事業がたくさんあります。その中で「市立図書館の登録者数」について、5年間で15,000人増加するという数値目標を置いています。自己評価では、その年の計画数値に達していないということでB評価としています。その自己評価を20年度の取組にどう活かすのか、どういう事業展開で計画の実現に望むのか、その方策を教えてくださいたいと思います。

次に、図書館に関連して、飯山総合学習センターに20年度から指定管理者制度を導入するとなっていました。飯山総合学習センターは図書館との複合施設ですが、建物管理だけを指定管理者が行うのであって、図書館業務については市が実施するのをお尋ねします。また、市立図書館は3館ありますが、3館の連携をうまく取らないと蔵書の配架などが効率よくできないのではないかと心配です。特に飯山の図書館は、児童の利用が増加しているようなので、館の特色によって本や人を配置しなければいけないと思いますが、図書館ではどのように考えているのでしょうか？

次に1-(7)-「市民参画制度の確立」についてお聞きします。市民参画については、これまで条例や規則など、制度の整備は出来ていますが、自治推進委員会への報告資料によると、公募委員の応募が少なかったり、パブリックコメントを実施しても意見が寄せられないケースがあったようです。もっと市民が意見を出したくなるような、市民が興味を持てるような努力や工夫が必要だと考えますが、どのような手立てを考えていますか？

次は「保健福祉推進委員制度」です。制度の担当課である福祉課にお尋ねします。地域で見守り活動をするというこの制度は、高齢者や子育て支援の観点から、またDVや児童虐待の早期発見・防止などいろいろな支援を必要とするケースにも、早い段階から行政や様々な支援団体と連携して隅々まで目の届くきめ細かな施策として、非常に有効であり、協創のまちづくりを掲げる丸亀らしい素晴らしい制度だと思います。しかし、その活動実態や実績を見聞きすることがないので、どういう方針で取り組み、委員にどのような活動を期待していて、どの様な成果をあげているのをお聞きします。また、制度充実へ向けてどのような方策を検討されているのか、あわせてお聞きします。

次に、市民協働での子育て支援についてお聞きします。保育所の民間譲渡・民営化への取組は、20年度中に方針が策定されるようですが、保育所や幼稚園での就学前教育・保育と他の子育て支援はタイプが違う支援策であり、また本市発展に向けての人口増加策としても様々な支援策を並行して、他市に先駆け取り組んでいただきたいと思います。現在、丸亀市は地域子育てセンターの充実に向け取り組んでいるようですが、「つどいの広場」事業には取り組んでいません。このつどいの広場事業は、財政面からも安いコストで、地域ぐるみで子育て支援に取り組むものであり、協働を進め市政に参画する若い世代を増やす上からも非常に有効な事業であると思います。他市町でも取り組まれているようですが、丸亀市はなぜ取り組まれていないのでしょうか？

最後に、2-「附属機関等の女性の登用率の向上」についてお聞きします。審議会等への女性委員の登用については、これまでも何回か質問してきましたが、目標としている平成22年度に登用率40%の達成が、このままでは危ういと思います。そこで、行政評価のコメントでも指摘されている点について確認します。1点目は、未達成審議会等を持つ担当部局との協議・ヒヤリングの実績について、協議内容、協議経過及び結果を教えてください。2点目は、調査により把握した改選時期に向けて各担当課との協議やヒヤリングの実施計画は立っていますか？3点目に、審議会等を所管する各担当課が推進計画を立てて取り組んでいるのをお伺いします。

酒井会長：それでは、まずコミュニティセンター市長室について説明をお願いします。

秘書広報課長：タウンミーティングは、これまで平成 18 年度と平成 19 年度の 2 回開催しましたが、参加者が平成 18 年度は 1,063 人、平成 19 年度が 784 人と大きく減少しています。これを真摯に受け止め、実施方法の見直しを決定し、コミュニティセンター所長会を中心に協議・検討してきたというのが、これまでの経緯です。その結果、細部の調整はこれからですが、平成 20 年度はこれまでの会議方式を見直し、コミュニティセンター市長室として、市長が土曜日・日曜日を中心に各コミュニティセンターに出向き、臨時の市長室を設けて市民各位からまちづくりのアイデアやご提言をいただく方針です。実施主体は市とコミュニティの共同開催、実施時期は 6 月から 12 月でコミュニティが希望する日、開催時間は約 4 時間、開催場所はコミュニティセンター、市側の出席者は、これまでは多くの部課長が参加していましたが、今回は市長と随員とする予定です。細部については今後、地域性にも配慮しながら、多くの市民が気軽に参加でき、直接意見交換ができるように、コミュニティと調整してまいります。

酒井会長：次に、図書館についてお答えをお願いします。

図書館長：まずはじめに、市立図書館の登録者数の増加についてお答えします。登録者数は 5 年間で 15,000 人、毎年 3,000 人を増加するという目標を掲げていますが、残念ながら平成 18 年度は 1,944 人の登録ということになりました。19 年度については、12 月末現在で 2,595 人の登録をいただいております、目標をクリアできる見込みとなっています。今後、ブックスタート事業や読書会などを通じて、積極的に登録の働きかけをしてまいります。

次に、飯山図書館についてですが、平成 20 年度から複合施設である飯山総合学習センターが指定管理者により管理されます。しかし、運営は、あくまで市が直営で実施します。現在、飯山図書館は、職員 2 名と派遣 6 名で運営していますが、土・日で約 1,000 人の入館者があり、カウンター業務も混雑することがあります。今後とも、職員一丸となって運営面での努力を続けてまいりたいと考えています。

それと、3 館の連携については、3 館統合システムという方式をとっており、例えば綾歌でこういう本を借りたいという要望があれば、すぐに中央・飯山の図書館に連絡が入り、その本を綾歌に送付することになっています。配送業務も週に 3 回、火・木・土に行っていますので、早い段階で利用者の方のお手元に希望の本をお届けすることができると思っています。今後とも、このシステムを有効に活用し、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

酒井会長：次に、市民参画についてお答えをお願いします。

企画課長：パブリックコメントは、現実には条例を作る前から実施しており、それを含めるとこれまでに 21 件実施し、49 人の方から約 260 件のご意見をいただいております。意見がなかったのは 3 件、逆に 1 番多かったのは 11 人の方から 73 件のご意見がありました。平成 18 年 10 月の自治基本条例の施行後は、少しご意見が減ってきていますが、事例としては 14 件実施し、16 人の方から約 80 件ほどのご意見をいただいております。減ってきた理由のひとつは、多くの意見が寄せられた行革のプランや総合計画が、条例施行前に実施されたことなどによります。今後は、市民の方にもっと意見を言ってもらえる機会を行政側から積極的に提供するということがないと、パブリックコメントそのものが形骸化してしまうのではと危惧していますので、提供する資料も 2・3 枚のペーパーで概要をお知らせしたり、わかりやす

いものにする工夫をしていくことが必要と考えています。

また、公募委員については、これまで 37 件の募集に対して、57 名の方から応募をいただいています。現実には、悪い場合でも定員と同数の応募があり、多い場合には定員の 3 倍以上の応募があるといった状況です。現時点では、募集する審議会等を附属機関と限定していますが、今後は、附属機関以外の会議についても参加を求めていきたいと考えています。

酒井会長：次に、保健福祉推進委員の活動内容等についてお答えをお願いします。

福祉課副課長：保健福祉推進委員については、平成 4 年に制度をスタートし、平成 8 年には要綱を整備して現在に至っています。19 年度現在では 1,375 名の方に委員をお願いしています。活動内容については、見守り活動・支援活動をお願いしています。活動の充実に向けては、毎年各コミュニティへ出向き、研修会を開催していますが、言葉の説明だけではわかりにくいということで、昨年からは中讃ケーブルにお願いしてビデオを作り、それを放映してわかりやすい説明に努めることで、活動の充実につなげていきたいと考えています。

岡本委員：活動実態については、把握してないのですか？

福祉課副課長：ボランティアでお願いしているので、活動報告まで求めるのは難しい状況です。

岡本委員：一応、少ないとはいえ補助金を出していますし、大切な取組だと思しますので、研修がいかされて有意義な取組となるよう担当課としても対策を講じていただくようお願いしておきます。

酒井会長：次に子育て支援、特につどいの広場への取組についてお答えをお願いします。

児童課副課長：地域子育て支援センターは、合併前は 1 市 2 町で 4 箇所でしたが、合併後は公立 3 箇所、私立 3 箇所の計 6 箇所の保育所で実施しています。地域的にも市内に分散して設置されているので、利用はしやすいのではないかと考えています。

次に、つどいの広場についてですが、「子育てハッピープランまるがめ」を平成 21 年度に見直すため、20 年度にニーズ調査を実施する予定です。また、現在設置している「保育所民営化等策定委員会」で実施した 6 歳未満の子育て家庭を対象としたアンケート調査も集計していますので、それらの結果を考慮のうえ検討していきたいと考えています。

岡本委員：地域子育て支援センターは、市内 6 箇所あり利用しやすいという回答がありましたが、丸亀市は市域も広がり、子どもも増えていて、とても利用しやすい状況ではありません。子育てしている母親は、車で移動できる人ばかりではなく、また自転車で行ける人ばかりでもないです。雨が降ったら行きにくかったりもするし、ベビーカーを押して行けるところが行きやすいのです。さらに、保育所は、そこに通っていない親にとって非常に敷居の高いところですので、なかなか利用できないという面もあります。丸亀市は、協働事業の 1 年目につどいの広場的な事業を採択しています。これは丸亀市には、そういったニーズがあることを理解しているということだと思います。もちろんニーズ調査は必要ですからやっていただきたいと思いますが、そういったことからどんどん進めていっていただきたいと思います。

それと、商店街でやっているスペース 114 では、子育て支援として「シルバーママ」という事業をしていますが、未だに軌道にのっていないようなので、事業内容を見直しつつどいの広場事業への転換を検討してみてはいかがでしょうか？商工観光課と検討していただくようお願いしておきます。

児童課には、もう一つ強い要望があります。今回、「子育てハッピープラン」を持っていないので、児童課にいただけないか電話をしました。しかし、担当から近く見直しがあるので出せないと言われてもらえませんでした。総合計画でも市民との情報の共有を目指しているのですから、市のホームページに載せていただきたいと思います。ホームページにあれば自分で取り出せますし、市民の計画なのでですからいつでも見れるようにしておいていただきたいと思いますので、早急に対処していただくよう強く要望しておきます。

酒井会長：最後の質問の附属機関等への女性の登用についてお答えをお願いします。

男女共同参画室長：まず、未達成審議会等を持つ担当部局との協議・ヒヤリングの実績についてですが、改選時期を迎えた審議会等の担当者に、女性の登用率向上について働きかけています。具体的には、推薦依頼文書に女性の登用をお願いする文言を明記してもらったり、充て職先を女性のいる部署に変更してもらったり、充て職先に女性がいない場合は、委員総数を増やして女性を新しく登用したりするなどの配慮をしてもらっています。

また、女性委員の比率に関する実績ですが、平成19年4月1日は21.8%、平成20年3月1日現在では22.8%となっています。一方、女性のいない審議会等の比率については、平成19年4月1日には24.4%、平成20年3月1日現在では18.6%となっています。

次に、改選時期に向けての担当課との協議・ヒヤリングの実施計画についてですが、20年度では「丸亀市男女共同参画推進本部」において女性登用率の向上を依頼するだけでなく、22年度の目標達成が危惧される状況を説明し、一層の登用を依頼します。また、審議会等の改選時期前の担当部局との協議については、これまで担当者と行っていましたが、新年度からは担当課長にも依頼したいと考えています。特に、新年度は目標達成率の低い大きな委員会の改選がありますので、担当部局に強く目標達成に向けた努力を働きかけたいと考えています。

最後に、審議会等を所管する各担当課の推進計画についてですが、「審議会等委員の次期改選時における女性登用目標調査」に掲げている「女性登用目標人数」を再検討いただき、22年度の目標を達成するよう依頼したいと考えています。

現時点の実績としては、目標の数字に程遠い状況ではありますが、20年度は先ほど申し上げたとおり、目標達成率の低い大きな委員会を重点的に、登用率の向上に向け担当課とともに取り組んでまいりたいと考えています。

酒井会長：次に、藤井委員からも質問をいただいていますので、発言をお願いします。

藤井委員：遅れているという取組の中で、保育所の民営化等についてですが、遅れている具体的な理由は理解していませんが、昨年のテレビで民営化に成功した事例を紹介していました。それによると、民営化によって削減した経費を何に使うかが焦点となっていて、それを子育て支援に充てるということで住民の理解を得て民営化に成功し、子どもも増えたということです。市の発展のためにも、子どもが増えるということは大切であると思いますので、民営化の取組とあわせて少子化対策についてどうなっているのかをお尋ねします。

児童課副課長：本市では、現在「丸亀市保育所民営化等方針策定委員会」を設置して、民営化等について協議しているところですが、もし民営化して経費が削減できた際には、本市でも子育て支援に使っていきたいと考えています。しかし、民営化したからといってすぐに経費

が削減できるかどうかは未知数であり、できるだけ経費を削減し子育て支援の關係に予算を充てられるように努力をしていきます。

少子化対策については、多方面にわたりますので、關係課と協議しながら「子育てハッピープランまるがめ」の事業を中心に推進していきたいと考えています。

酒井会長：それでは、次に馬場委員のご質問をお願いします。

馬場委員：まずはじめに、集中改革プラン進行管理表の 1 ページにある終末処理場の包括的民間委託について、約 2 億 6 千万円の予算を平成 20 年度に計上しているようですが、今後、もう少し経費を削減する対策があるのかお伺いします。

次に 2 点目で 3 ページの保健福祉センターについてですが、土曜日・日曜日には施設を閉館しているようです。市民の福祉・健康を担う大切な施設ですので、もう少し市民の方が積極的に利用できるよう土・日の開館などを検討いただけないかお尋ねします。

3 点目は、6 ページから 7 ページにある美術館についてです。まちの活性化に文化芸術は非常に大切な部門ですが、ミモカ美術振興財団には 1 億 7 千万円と非常に大きなお金が支払われています。そこで、美術館の閲覧料などの収入はいくらぐらいあるのか、またそのお金はどこに入っているのかお伺いします。

4 点目は、8 ページの福祉事業団の経営健全化についてです。先日、新聞報道等においてミモカと体協と福祉事業団の統合が公表されていましたが、その後の計画の進行状況と、集中改革プランに掲載されている株式会社化の動向をお知らせいただきたいと思います。

最後に 5 点目で、9 ページの自治基本条例の制定ですが、平成 18 年 10 月に自治基本条例が施行されました。まだまだ職員の皆さんに十分に周知されていないように思われます。各課に自治推進員を設けて、今まで以上に開かれた市政として市民に対応していただきたいと思いますので、その方策についてお伺いしたいと思います。

酒井会長：それでは、1 点目の終末処理場についてお答えをお願いします。

施設管理課副課長：包括的民間委託については、運転管理コストの縮減を図るという観点から、従来の委託内容に光熱水費などを加えて平成 18 年度から 3 ヶ年の複数年契約で導入しました。その削減効果としては、資料にあるとおり単年度で 1,389 万円の実績をあげおり、これ以上の削減は難しいものと考えています。なお、経費削減に加えて、担当職員の数も 5 名から 4 名と、1 名減の効果をおこなっていることを付け加えておきます。また、平成 20 年度は契約の最終年度であり、平成 21 年度からの契約では従来の委託内容に加えて施設の修繕費も含めた契約として、委託料全体の総額は増えますが、更なる経費の削減効果は見込まれるものと考えています。

酒井会長：次に、2 点目の保健福祉センターについてお答えをお願いします。

窪田(行革室)：本日は、担当課が来られませんので、私の方から概要をお答えします。保健福祉センターは、丸亀・綾歌・飯山それぞれにあり、一括して平成 18 年度から指定管理者に管理をお願いしています。その期間が今年度で終わりとなりますので、あらためて募集をした結果、平成 20 年度からの 3 年間、前回と同じ丸亀市社会福祉協議会に管理をお願いするようになりました。馬場委員からご提案のあった内容等については、この指定管理者の管理の状況をモニタリングしながら、3 年という指定の期間の中で指定管理者と協議して改善できるとこ

るは改善に向けて努力をしていただくということになります。

酒井会長：次に、ミモカ美術振興財団についてのお答えをお願いします。

文化課文化芸術振興担当長：現在、ミモカ美術振興財団では、集中改革プランに基づき、経営改善計画を策定し、組織の強化と自主財源の確保に努め、経営の健全化を目指しています。

その中で人員については、平成 11 年度に 21 名いた正規職員を 15 名まで削減しています。また、組織力強化については、民間助成金の獲得に努め毎年 800 万円程度の助成を受けているほか、財団独自の創意工夫により事業費の削減を行っています。さらに、観覧者数についても平成 17 年度約 82,000 人、平成 18 年度 114,000 人、平成 19 年度の 2 月 12 日現在で約 101,000 人と確実に増加してきています。

これらのことから、財団の経営改善は着実に進行していますが、経営改善に努めながらも、施設の維持管理・警備等に約 8,000 万円、人件費に約 8,700 万円、その他消費税等公課費に数百万円と、管理運営上どうしても必要な費用だけで約 1 億 7,000 万円かかります。

加えて、美術館では、猪熊画伯の遺志に基づき、画伯の常設展をはじめ、優れた現代美術の展覧会、ワークショップ等教育普及事業、講演会、音楽会、カフェの運営、オリジナルグッズの商品開発や販売など多岐にわたる事業を行わなければなりませんし、そのために平成 20 年度の財団の一般会計予算ベースで約 2 億 5 千万円の費用が必要になります。こういった費用については、指定管理料のほか、観覧料その他自主財源を獲得して賄っています。

収入については、平成 18 年度の観覧料収入が約 3,100 万円、喫茶や猪熊グッズ等の販売による収入が約 3,200 万円となっており、これらは財団の収入として美術館の管理運営に充てられています。

したがって、指定管理料 1 億 7,000 万円については、平成 20 年度から財団への補助金を廃止することや、財団の経営改善計画の進捗状況などを勘案したうえで、現時点では適正な金額であると考えていますが、今後とも財団とともに一層の努力をしております。

酒井会長：次に、福祉事業団についてのご質問にお答えをお願いします。

行革室長：福祉事業団については、集中改革プラン策定当時、経営健全化のため株式会社化を目指すという目標を設定をしました。それにより、人材派遣業務の資格をとって業務の拡大を図っています。一方、国においては、公益法人のあり方が問われ、財団法人に関する法律改正を行うなど、制度自体の抜本的な見直しが進められてきました。また、丸亀市でも文化振興計画を策定し、文化を推進するための新たな機関が必要ということが定められています。

そういったことから、現在ある 3 つの財団法人の一本化の構想を提案し、各財団と検討してきましたが、ご存知のように反対署名等があり、時期尚早ということで、慎重な取組が求められ、構想の見直しを含めて、あらためて各財団の方向性を見出すことになりました。

今現在の考え方としては、集中改革プランのとおり 3 つの財団が個別に経営健全化を目指す方向と、3 財団の事務ベースで連携を図り、効率的な業務の推進体制を図る方向、また構想の目的であった文化振興の推進機関を創設する方向といった 3 つの方向で検討しているところです。

今後は、公益法人として、自立した経営基盤を確立し、徹底した情報公開により、市民はもとより寄付者の信頼を得ながら、時代が求める社会ニーズに適合した公益性の高い活動を

お願いしたいと考えています。

ご質問の株式会社化につきましては、こういった流れの中で一時中断したという形で取組を進めているのが現状です。ご質問には、行革のプランがどうなっているのかということも含めてのご説明ということでお答えとさせていただきます。

酒井会長：続いて、自治基本条例についてお答えをお願いします。

企画課長：自治基本条例が職員に理解されていないのではといったご質問をいただきましたが、自治基本条例は、職員にこれまでの体質の変換を求めるものであると言えます。特に、市民参画を求めていくということが、これからの行政の進め方と理解していますので、各課の管理職を先頭に、自治基本条例を十分に理解いただき、職員指導をしていくことが肝要かと考えます。ご提案のあった自治推進員制度については、現在、同じよう取組として、各課に協働推進員を設置し協働の取組を進めています。これは、事業の推進という部分がありますので有効かと思いますが、自治基本条例自体を理解するといった意味では、少し違った方法も検討してまいりたいと思います。

馬場委員：1点だけ言っておきたいことがあります。今日、この会に来ているときに税務課の前を通りますと、入り口に向かって座っている職員がガムを食べながら仕事をしていました。市民に対応するときの職員の意識というのが、少し不足しているという気がしましたので、ご指導をよろしくをお願いします。

酒井会長：あらかじめいただいていた委員のご質問は終わりましたが、時間がすでにかなり経過しており、その他の委員のご質問をお受けすると、すべての議事を協議できなくなりますので、申し訳ありませんが、次の議題に移りたいと思います。

それでは、議事(2)「補助金等の見直しについて」事務局より説明を求めます。

窪田(行革室)：【資料2で補助金等の見直しについて説明】

酒井会長：この議事についても、藤井委員と馬場委員よりご質問をいただいています。

それと、議事進行についてですが、先ほども申し上げましたように、この場でその他の委員からご質問をいただくというのが難しいので、どうしても質問しておきたいということがありましたら、会議終了後に個別に文章なり口頭なりでご質問いただいて、その回答について委員全員で情報を共有するという形をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、藤井委員から補助金等の見直しについてのご質問をお願いします。

藤井委員：まず、補助金等の額の多さにびっくりしています。また、見直しについては、ほとんどが「継続するもの」となっていて、「原則として廃止するもの」や「休止又は減額するもの」はわずかで、平成19年度から20年度にかけて減額されたものについても、減額しやすいところから減額したのかなという気がします。具体的な内容は分かりませんが、やはり丸亀市は以前の財政がよかったときの傾向が残っているのかなという気がして、職員がこれは継続する必要があると考えて見直されているのであればいいのですが、財政が苦しい中で廃止するものが少ないというのは、なかなか切り捨てができないのではないかと思いますので、もう少し思い切った見直しが必要ではないかと思います。

酒井会長：今のは、ご意見ということでよろしいですか？

藤井委員：はい。

酒井会長：それでは、続いて馬場委員のご質問をお願いします。

馬場委員：私は全体的な経費は削減し、社会的弱者といわれる人や団体に対する、いわゆる福祉予算を増やして、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりのための予算、また少子化対策として、若い人たちも含めて楽しく暮らせる丸亀市にしていきたいという観点から質問します。

まずはじめに、13ページの福祉事業団への補助金について、平成20年度に1億1,000万円カットされている理由を教えてください。それと、福祉事業団という名称ですが、施設管理や人材派遣などの業務内容を考えると、ふさわしい名称ではないと思われまますので、名称を変える意向はないのかをお尋ねします。

次に、福祉課の22番から28番の補助金については、市の方で増やしてあげようをお願いしたいと思います。

それと3点目に離島航路補助金は、平成17年度と比較すると2倍以上になっています。離島の方も生活が大変だと思えますが、人口が減っている中で補助金が増えてますので、補助金を増やすのではなく、支障を来たすことなく横ばいにする対策はないのかお聞きします。

4点目は、コミュニティバスの運行維持の補助金ですが、コミュニティバスは、元々高齢者の利便を図るとい趣旨は理解しているのですが、予算は増えています。飯山・綾歌の方は、今現在の直通便ではなく、病院に行ったり、買い物に行ったりなどするための巡回線を望んでいます。そういった中で、コミュニティバスの補助金を増やすのではなく、タクシーの半額助成をするとか、利用者の望む対策を検討しているのかどうかお尋ねします。

次に5点目は、北岡北地区土地区画整理事業補助金ということで、健全な市街地を形成するというのですが、私は土地区画整理事業というのは、農地の区画整理事業かと思っていましたけれど、健全な市街地を形成するための補助金1,460万円の使い道をご説明いただきたいと思えます。

最後に6点目で、緑のまちづくり協議会への補助金がありますが、この団体はどういった組織か、また補助金の使い道はどうなっているのか教えていただきたいと思えます。各地区のコミュニティには環境部があり、いろいろと地域のボランティアをしています。こういった緑のまちづくり協議会なるものを作れば補助金が出るのか、あわせてお聞きします。

酒井会長：以前から補助金等については、一律にカットするのではなくメリハリをつけてという意見が出ていますが、今回の見直しでは交付基準のほとんどに が付き明らかな減額がない中、質問にあった緑のまちづくり協議会補助金は、 が付いていて、しかも減額されており、きめの細かい見直しが行われているというのが確認できた項目でした。見直しに当たっては、各課が一番よく実情を把握していると思えますので、こういうチェックがなされたらという感想を持っています。

一言付け加えさせていただきましたが、それでは順番にお答えをお願いします。まずは、福祉事業団の補助金についてお願いします。

行革室長：福祉事業団の運営補助金は、平成20年度に1億1,000万円の減額となっています。これは、福祉事業団が指定管理者として施設の管理運営を行う場合、それに係る人件費をこれまで運営補助金で出していたのを、平成20年度からは指定管理料に含めて委託料で出すよ

うになったため、減額となっているものであります。

次に、福祉事業団の名称についてですが、財団法人の名称は、その財団の寄附行為の中に定める目的や事業等に適合したものでなければなりません。福祉事業団についても昭和 51 年 3 月の設立当時は、丸亀市の社会福祉施設及び生涯学習センターなどの管理運営を行うことにより、広く市民の福祉の増進に寄与することを目的としています。そのため、認可になったのが丸亀市福祉事業団ということです。現在の運営内容等を含めて名称が適合しているかどうかということではありますが、今後、名称も含めて時代のニーズに合った取組が検討されていくと思いますし、先ほどの財団法人の 1 本化ということも踏まえて、よく検討していただくように委員会からの意見があったということで、財団法人の方にお伝えをしておきます。

酒井会長：次に、離島航路補助金についてお答えください。

生活課交通防犯・離島担当長：離島航路補助金が年々増えている主な要因は、利用客の減少や燃料費の高騰、船舶の更新などによるものです。特に、客船を 1 隻購入しますと、約 1 億 1,000 万円くらい必要となり、それを 9 年くらいで支払うになります。また、本島のフェリーを平成 18 年に買い換えましたが、このフェリーは約 6 億 1,000 万円であり、それを 11 年間で支払う予定になっています。こういった支払いが、補助金が増えている大きな要因です。

それと、今後は広島備讃フェリーについても建設後 20 年以上経過しており、更新するのか、他に何かいい方法がないのかといったことが課題となってきます。市としては、出来たら本島汽船と備讃フェリーの合併による経費の削減や、本島・広島を 1 隻の船で運行できればと考えていますが、そう簡単な話ではありませんので、現在両者と慎重に協議を進めているところです。また、本島・児島間の航路についても、生活航路としての役割が少なくなってきていますので、廃止も含めて検討していきたいと考えています。

次に、コミュニティバスについてですが、補助金だけの話で言いますと増えています、実際には、飯山・綾歌のバス運行については補助金という形態ではなく、1 年間いくらかで運行してもらうといった委託料の形態で支出しています。飯山・綾歌については、1 年間で 4,000 万円の委託料で運行していましたが、それを廃止して 20 年度以降は補助金に 1 本化ということにしています。そのため、全体の額としては、以前は 1 億 4 千万円ほど必要でしたが、路線やダイヤの変更により段々と減ってきています。また、先ほど馬場委員からは循環線の話やタクシーの半額助成などのお話がありましたが、これまでもそういった方法での運営も議論してきたところですが、循環線は利用者が少なく利用率が悪いということと、どうしても長距離の路線も必要だということで、直通便を新たに設定してきたところです。

酒井会長：次は、北岡北地区の土地区画整理事業補助金についてお答えください。

都市計画課長：区画整理事業は、委員からのご質問にあった農地の区画整理、いわゆるほ場整備と、良好な住宅地を供給する区画整理があります。良好な住宅地を供給する区画整理の基本的なやり方としては、地権者が自らの土地を少しずつ出し合って、それをまとめて宅地として売却し、その利益をもって事業費とするものです。今回の北岡北地区土地区画整理事業補助金については、飯山町土地区画整理事業助成規則に基づき交付しています。補助金の申請者は、土地区画整理事業の施行者である「飯山町北岡北地区土地区画整理組合」です。

補助金の使い道については、飯山町土地区画整理事業助成規則に基づき、補助対象として

いる「区域内の道路の築造(103m)や、公園敷地の造成(200 m²)及び設計委託に対して、補助金を交付する予定としています。なお、道路・公園ともに、整備後は市に寄附されることになっています。

酒井会長：最後の緑のまちづくり協議会補助金についてお答えください。

河川公園課副課長：緑のまちづくり協議会は、昭和42年6月に「丸亀市緑の都市づくり推進協議会」として発足し、平成8年に本市が緑の基本計画を策定したのを受け、活動を都市部に限らず、市全体で行うこととしたので、現在の名称に変更しています。本会は、丸亀市を緑豊かなまちとすることにより、市民が健康で明るい生活を送ることを目的としています。また、都市緑化の啓発・普及に努め、市が行う公園緑化事業を補完することとなっています。

そこで、補助金の使い道についてですが、各団体が行っています花や木の植付けに対して交付しています。それと、毎年丸亀城で開催しているさつき展や菊花展にも、経費の一部を支出していますし、丸亀市の公園内で行っている自然環境保護の啓発を行う行事、例えば土器川生物公園で行っているホタル祭りや夕涼みコンサートなどにも経費の一部を出しています。また、補助金の支出については、毎年、幹事会と監査を受けた後、当会でご承認をいただいています。

次に、コミュニティの環境部会への補助については、一昨年、監査から教育委員会が所管する小学校や生活課が所管するコミュニティなどの担当課があるところへの支出はふさわしくないということで、本年度については、各自治会と学校のPTAに補助金を出しています。

酒井会長：以上で補助金の見直し関係のご質問は終わりました。

それでは、次の議事(3)「定員適正化計画(平成20年2月改訂)について」事務局より説明を求めます。

行革室長：【資料3で定員適正化計画(平成20年2月改訂)について説明】

酒井会長：事務局からの説明は終わりました。議事(3)については、藤井委員より質問をいただいていますので、よろしくお願いします。

藤井委員：定員管理については数だけでなく、質のことが非常に気になっています。役所を訪れたときにも、職員の質が疑われることが時折見受けられます。資料を見ると、民生や衛生部門の職員の数が多くなっているようですが、保育所の民営化などが進むとこれらの部門の数も減ってくるのかなと思われます。しかし、数を減らすだけでよいのかという思いもあり、退職者不補充が原則ということですが、今後の専門職の採用については、どのような考えなのか、お尋ねしたいと思います。

行革室長：定員適正化計画では、定年退職者の原則不補充を基本に、平成22年4月1日現在で980人の職員数を目指しています。一方、定員管理については、一般職や専門職、その他技能職も含めた総合管理が必要と考えています。また、それは本市の財政状況を勘案したものでなければなりません。

現在は、予想を超える早期退職者が出ていますので、必要最小限の職員採用を行っています。採用に当たっては、ご指摘の一般職・専門職を考慮して採用に努めていますし、今後は、定年退職者をベースとして、計画的な採用により適正化に努めていきたいと思ひます。

酒井会長：それでは、次に議事(4)「その他」の「平成20年度予算案大綱」について、事務局よ

り説明を求めます。

財政課長：【資料4で平成20年度予算案大綱について説明】

酒井会長：事務局の説明は終わりました。議事(4)については、馬場委員から質問をいただいていますので、よろしくをお願いします。

馬場委員：まず、競艇のナイター施設整備事業費については、約21億9,000万円が予算計上されていますが、所得が減ってきているうえに、パチンコをはじめとするレジャー産業が増えつつある中で、採算性は計算されているのかをお尋ねします。

次に、クリーン課に関しては約25億円の予算が計上されています。これについては、知恵を絞って経費削減は図れないのかお聞きします。

また、人権課の予算については、隣保館や児童館の管理運営などに約2億円かかっています。これらの予算については、人権同和の問題を取り扱うことが逆に差別につながるのではという声も聞かれますので、福祉部門に入れるとにより経費の削減を図れないかをお尋ねします。

最後に、児童課の予算が約51億円と非常に大きなものになっていますが、先ほどから話も出ていますように、これから子育て支援や少子化対策など、児童課の予算はまちづくりにおいて非常に大切なものとなりますので、有効に使っていただきたいと思います。

酒井会長：それでは、競艇のナイター施設整備についてお答えください。

競艇事業課長：確かに本場での売上は、昨年が292億円であったのに対して、今年は約280億円ほどとなっており、約10億円ほど売上が落ちています。逆に、電話投票やインターネット投票などの投票形態が増えてきています。具体的には、競艇界全体で約6兆円の売上がある中で、電話投票などの売上が約2,000万円を超えています。電話投票は、商圈に境界がなく全国に及びますし、また売上の13%が収益として入ってくるということで、施行者としては非常に儲けのよい方法ということが言えます。現実には、現在4場で実施しているナイターレースは、どこも儲かっていますし、21億を投資しても確実に儲けが出てくるものと考えていますので、できるだけ早くナイターレースを実施できるように取り組んでいます。

酒井会長：次に、クリーン課の予算についてお答えをお願いします。

クリーン課長：クリーン課の予算24億4,600万円の内訳ですが、職員の給与費が5億6,400万円で23%、ごみ・し尿の共同処理している施設の負担金が14億9,800万円で61%、残りの3億8,400万円(16%)がクリーン課が直接執行している予算となります。いずれも業務執行に当たり必要な経費であり、削減することは難しいのですが、予算の執行に当たりましては、適正な執行に努めますとともに、20年度からはごみ収集業務の民間委託を計画しておりますので、そのエリアの拡大などを図りながら、経費の削減に努めたいと考えています。

酒井会長：次に、人権課の予算についてお答えをお願いします。

人権課長：まず、福祉部門に移してはどうかというご意見についてですが、人権政策については、「人権教育啓発に関する基本指針」を策定し、その中に子どもや女性、障害者など、各部門の課題を整理し、人権課が総合調整をしながら進めています。また、同和問題を取り扱わなくてもいいのではないかというご意見については、意識調査においても約3分の1が必要ないということですが、あとの3分の2は必要であるとの意見が出ています。問題なのは、

間違っ同和問題を理解された方が差別事象を起こしているということで、早い段階から正しく理解することが必要と考えています。最後に、人権課の予算についてですが、ご質問の施設管理予算は約1億9,600万円であり、その中の1億6,500万円が人件費となっています。そのため、事業費そのものは、約3,000万円です。その内の3分の1は施設の維持管理費となっています。ちなみに、17年度人権課関連予算と比較しますと4,500万円の削減を行っています。

酒井会長：最後に、児童課の予算についてお願いします。

児童課副課長：子育て支援や少子化対策に有効に予算を使っていたきたいというご意見ですが、少子化の主な要因は、晩婚化の進行や未婚率の上昇などによる出生率の低下が言われていて、その背景には、仕事と子育ての両立や子育てに対する負担感の増大が言われています。

少子化対策としては、このような負担感を緩和して、安心して子育てができる環境整備に努め、家庭や子育てに夢や希望を持てる社会にしようとするものです。

児童課に係る予算については、いずれも子育て支援に関連するものですが、経済的なものとしては、乳幼児医療などの医療費の給付や、児童手当などの給付があります。また、子育てと仕事の両立では、公立と私立で26保育所を設置しており、その運営費や管理費などとなっています。

少子化対策は、医療・福祉・教育・雇用対策など多方面にわたっての環境整備を総合的に推進していかなければならないと考えていますので、関係各課と連携をとりながら、ニーズ調査なども踏まえて、「子育てハッピープランまるがめ」に定めている事業を推進していきたいと考えています。

酒井会長：その他に何かありますか？

石原委員：お願いがあります。会議の内容が、質問事項が主なものとなっていますので、出来ましたら提言も含めて出していただいで、議論できるようにしていただきたいと思います。

酒井会長：今回は、議題が多く時間がとれませんでした。提言についても、あらかじめ分かると進行としては助かりますので、何かありましたら一緒に出していただいで議論していきたいと思います。

勝木委員：私も同感です。質問ばかりでは、よくならないので、提言が大切だと思います。

酒井会長：今回は議題と質問が多く、こういう進行になって申し訳ありません。次回からは、提言も含めた進行にしていきたいと思います。次回の会議の予定は6月ですか？

行革室長：一応、6月を予定していますが、議会との関係もありますので、また調整させていただきます。

酒井会長：また、事務局と調整のうえ、ご案内を申し上げます。

以上で本日の会議は、閉会します。ご審議お疲れ様でした。